

第59回 鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年1月8日（水） 14時00分～
場所：災害対策本部室（本庁舎3階）ほか

- 1 開 会
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置宣言
- 3 協議・報告事項
 - （1）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）の概要について
 - （2）各部の対応について
 - （3）業務別必要人役調査結果について
- 4 その他
- 5 閉 会

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について

【新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置宣言

令和3年1月7日、政府において首都圏1都3県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定に基づき、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置することを宣言します。

令和3年1月8日

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長
鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）

- 日時：令和3年1月8日（金） 午前11時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
- 議題：
 - （1）緊急事態宣言、基本的対処方針の概要について
 - （2）本県の対応について
 - （3）症例報告について
 - （4）その他

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（1月7日）

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年 **1月8日**から **2月7日**まで（31日間）

（実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除）

2. 実施すべき区域

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県

3. 緊急事態の概要

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

これまでの経験を踏まえ、以下の4点をパッケージとして対策に取り組む

- ①飲食店の営業時間短縮、②テレワークによる出勤7割減、
③20時以降の外出自粛、④イベントの人数制限

➤ 施設の使用制限等

- 飲食店等に対する営業時間短縮（20時（酒類の提供は19時）まで）
の要請
⇒飲食店（居酒屋・喫茶店等を含み、宅配・テークアウトは除く）
遊興施設等（バー・カラオケボックス等で食品衛生法の営業許可を受けている店舗）
- 飲食店以外の施設（劇場、映画館、集会場、1000㎡²超の店舗、展示場、ホテル又は旅館等）についても、同様の働きかけを行う
- 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援を行う（1日あたり6万円、1か月最大180万円に引き上げ）

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

➤ 職場・出勤

- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力に推進
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

➤ 外出の自粛

- 不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

➤ イベント等の開催制限

- 別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請
⇒人数上限5,000人かつ収容率50%以下に厳格化

※学校については、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動を制限）。大学等についてはオンライン授業の効果的实施等を要請。

緊急事態宣言を受けて県外との往来について

- ◆国において、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に対する「緊急事態宣言」が発動されたことに鑑み、これらの地域との不要不急の旅行など県境をまたいで人が移動することは控えていただきますようお願いいたします。延期したり、出張を控えオンラインミーティングの活用など検討をお願いいたします。
- ◆大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岡山県、広島県をはじめ、「感染流行警戒地域(Ⅳ)」や「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」との県境をまたいでの往来をお考えの方はその計画の必要性について、慎重にご判断ください。また、行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。
 - 【感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)】 <R3.1.7現在>
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
宮崎県、沖縄県
 - 【感染流行警戒地域(Ⅳ)】
北海道、宮城県、福島県、茨城県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、和歌山県、愛媛県、佐賀県、大分県、鹿児島県
- ◆体調に不安があるときは、県境をまたいでの往来を控えてください。
- ◆県外からの参加者が多く見込まれる全国的、広域的なイベントへの参加及び開催については、中止を含めて慎重に判断してください。

首都圏緊急事態宣言を受けた本県の対応

■ 医療提供体制の強化等

○入院・療養体制充実

- ・確保病床の増加に向け働きかけ

○ワクチン接種体制構築

- ・ワクチン接種の円滑な実施に向けた全県的な推進体制構築

○保健所機能強化

- ・保健師等保健所人材の全県的なバックアップ体制構築

○クラスター対策強化

- ・県内で頻発したクラスター事例を踏まえた対策強化

■ 県内の感染状況が進んだ場合の対応

感染拡大傾向が収まらないような事態が認められる場合は、飲食店等への営業時間短縮要請などの対策を国の支援も活用しつつ躊躇なく実施

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- 「緊急事態宣言」の対象となる東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への出張は制限する
- 上記の4都県以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■ 職場への出勤等の取扱

- テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を更に推進する

〔新型コロナウイルス感染症への対応として設定した服務上の取扱〕

在宅勤務	特別休暇	自宅待機
重症化リスクが高い職員・妊娠している職員 等	職員又はその親族に発熱等の症状が見られ、療養する必要がある職員 等	新型コロナ感染者との濃厚接触者

■ 庁内会議の対応

- 庁内会議であっても、参集は控え、テレビ会議を活用する
- 参集する場合は、人と人との距離を確保する

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ イベント等の対応

- 緊急事態宣言対象地域（１都３県）をはじめ、感染拡大地域から招へいするイベントや当該地域で開催するイベントについては、宣言期間中は、リモート対応や延期するよう、早急に見直しを行う

【取組例】

- ・「とっとり経済交流セミナーin関西」はリモートで対応

■ 県外本部の対応

- 既に県庁内に県外本部の分室を設置し、一定の職員を帰鳥させるなど、テレワーク中心の業務体制を構築しているが、現地スタッフにおいては更に感染予防を徹底する

■ 東京アンテナショップの対応

- 緊急事態宣言期間中、とっとり・岡山新橋館（東京アンテナショップ）の営業時間を変更する
 - 物販店舗（閉店時間を飲食店舗に合わせるため１時間繰り上げ）
営業時間の短縮：午前１０時～午後８時（通常：午前１０時～午後９時）
 - 飲食店舗（閉店時間を２時間繰り上げ）
営業時間の短縮：午前１１時～午後８時（通常：午前１１時～午後１０時）

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の増強

- クラスター対策などの感染症対策に万全を期すため、衛生技師を中心に増員し、本部事務局体制を強化する

■ 県庁における財務業務の2系統体制

- 職員が罹患した場合においても、公金等の支払に支障がないよう、予備の執務室での業務体制を継続する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

緊急事態宣言を受けた県民向け広報

首都圏への往来を控えること、感染予防対策の徹底など、県民の皆様に特に注意していただきたいポイントを多様な広報媒体を用いて呼びかけます。

○新聞広告による啓発

『予防嚴重強化月間宣言』と感染予防のポイントを広報(1月10日から順次掲載予定)

新型コロナウイルス感染対策
『予防嚴重強化月間宣言』
R3.1.31まで 発令中

今とてもウツリやすくなっています
注意レベルを格段に上げてください!

緊急事態宣言が、1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)で発令されました。対象地域への訪問は控え、移動は必要最小限にとどめ、感染リスクを減らす必要があります。またインフルエンザに加え、感染症の重症化率、死亡率ははるかに高いことにも注意が必要です。注意レベルを格段に上げましょう。

感染予防のポイント

- 感染拡大地域には行かない
緊急事態宣言が発出される1都3県との不要不急の往来を控える。必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- 家庭内でも感染予防
マスクの着用・手洗いを徹底し、こまめに換気を実施する。また、家族間の距離を確保し、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- お店も事業用も安全対策が第一
十分な換気、適切なアルコール消毒やマスクの着用、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- 三密はつづらない 近づかない
三密(密集・密着・密閉)を避け、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- マスク・手洗いは欠かせません
感染リスクを減らすために、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- 食事は、密閉から一歩に引く
必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
- 高齢者施設とこまめな検査
必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。

発熱等の症状が出たときは…
まずは、平素にかかりつけ医に連絡(電話、FAXなど)しましょう。
自覚症状で、約9割の感染者が発熱等の症状のある方が診察を行っています。
※発熱等の症状が出たときは、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。
※発熱等の症状が出たときは、必要最小限の往来は、公共交通機関を利用し、マスクを着用し、人と人との距離を確保する。

かかりつけ医からいない、相談先が見つからない場合は、「緊急対応センター」にご相談ください。

受付時間	電話	地区	地区	地区
9:00~17:15 (土・日・祝日)	(電話) 0120-567-492 (ファクス) 0857-50-1033	東部 (東部市役所内)	中部 (中部市役所内)	西部 (西部市役所内)
上記以外の時間帯	電話 0957-22-8111 0958-22-3135 0959-21-0026	0857-22-5625	0858-23-3135	0859-21-0029

鳥取県新型コロナウイルス感染対策本部
電話 0957-24-7789, 7810(平日9:00~17:15)

○とりネットバナーによる啓発

県民の皆様へのお願い

- ・「緊急事態宣言」が発出された東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県との不要不急の往来は控えてください。
- ・感染流行警戒地域(IV)等との往来について、今一度慎重にご判断ください。
- ・人と人との距離を取る、マスク、手洗い、換気等、感染予防に取り組もう。
- ・「とっとり安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用しよう。

鳥取県新型コロナウイルス感染予防キャンペーン

今とてもウツリやすくなっています!
注意レベルを格段に上げてください!
～『予防嚴重強化月間宣言』(1/31まで)～

○三密はつづらない 近づかない ○マスク・手洗いは欠かせません

鳥取県新型コロナウイルス感染予防キャンペーン

○SNSなどによる啓発

- ・県公式ツイッター、LINE、あんしんトリピーなびなどで啓発を実施中
- ・テレビCM、県公式Youtubeで「親しき仲にもマスクあり!」動画を放送・配信中

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について
(県内157～161例目:第2報)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過	国外、県 外への移 動歴	検査件数 (うち陽性) 1/8 10時 時点
157例目	50代	女性	米子市	非公表	咽頭痛 鼻閉	1/7: 県内140例目の濃厚接触者としてPCR検査 を実施し、陽性判明 1/8:入院協力医療機関に入院予定	非公表	調整中
158例目	非公表	非公表	西部 地区	非公表	なし	1/7: 県内156例目の濃厚接触者としてPCR検査 を実施し、陽性判明 1/8: 感染症指定医療機関に入院	なし	本日検査 予定5
159例目	50代	女性	西部 地区	会社員	軽度関 節痛	1/3～1/4: 勤務 1/5: 休暇。夜、発熱(37.5℃)、関節痛【発症日】 1/6: 休暇。発熱(37.5℃)、関節痛。医療機 関を受診し、検体採取。民間検査機関で PCR検査を実施し、1/7に陽性判明 1/8:感染症指定医療機関に入院	なし	本日検査 予定24
160例目	非公表	非公表	県外	非公表	咳、咽 頭痛、 下痢、 発熱 (38℃) 倦怠感	1/4: 午前、自宅。午後、友人と外出 夜、友人と会食 1/5: 午前、自宅。夜、友人と外出 1/6: 午前、自宅。昼、家族と外食。夜、友人と外出 咽頭痛、下痢【発症日】 1/7: 自宅。夕方、受診相談センターに相談。医療機関 を受診し、抗原定性検査を実施し陽性判明 咳、咽頭痛、下痢、発熱(38℃)、倦怠感 1/8:入院協力医療機関に入院予定	県外 在住	調整中
161例目	50代	男性	非公表	パート	なし	1/7: 146例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施し陽 性判明 1/8:入院協力医療機関に入院予定	非公表	調整中

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に
入院予定

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

医療提供体制

1. 入院体制(1月8日 11:30現在)

確保病床(A)		入院者(C)	C/A	C/B
	現時点確保病床(B)			
313床	242床 (※1)	75人 (※2)	24%	31%

(※1) 現時点確保病床を臨時的に29床追加確保中(フェーズ2: 213床 ⇒ 242床)

(※2) 入院予定の新規陽性者を含む。

2. 宿泊療養体制

- 東部地区に1施設(66室)を開設済み
- **西部地区の宿泊療養施設(40室)を1月12日に開設予定**
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討
 - ・看護師の24時間常駐による健康サポート
 - ・医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
鳥取市	警報	1/6～
中部地区	注意報	12/29～
倉吉市	警報	12/31～
西部地区	注意報	12/25～
米子市・境港市	警報	米子市:1/6～、境港市:12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 県外から帰省されたかたやその接触者の感染が県内で連続して確認されており、境港市や米子市でのクラスターを発端とした2次感染、3次感染も確認されています。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ 全国的な感染拡大に伴い、県内でもうつりやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 1月8日 11:30現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	31% (75/242床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	24% (75/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	5% (2/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	4% (2/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			13人 (実数75人)	15人以上
	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/31～1/6			1.8% (35/1,998人)	10%以上
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は1/1～1/7で集計			7人 (実数40人)	15人以上
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較			同じ (40人/40人)	多い
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)			8% (3/40人)	50%以上

現時点で①の病床全体の確保病床占有率は、指標目安を越えているが、それ以外の指標を総合的に判断して、本県は、ステージⅢには達していないと考えられる。引き続き、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

県庁の対応

○大雪下での新型コロナ対策の支援

- 疫学調査や検体搬送に支障が生じないよう重点的に除雪
- 防災拠点病院・総合病院へのアクセス道等についても重点的に除雪
- 疫学調査や検体搬送等に影響がでないよう、県庁からの応援職員を含め、人員・体制を確保

○西部総合事務所にクラスター対策監チームを増員派遣し対応中

西部地域で発生しているクラスター事案全体を統括する「クラスター対策監チーム」を派遣（12/27～）し、迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

○保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員（クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援、検体搬送、ドライブスルー検体採取等）を派遣

『年末年始予防嚴重強化月間宣言』発令中

R3.1.31まで

今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

注意レベルを格段に上げよう!

○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も



家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

主な感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」。家庭内での感染を防ぐため、予防を徹底しましょう。

◎飛沫感染: 大声で話した時に出るつばや、咳、くしゃみなどに含まれたウイルスを吸い込むなど

◎接触感染: つばや排泄物がついた手で周りのものを触った後に、他の方がそこを触り、口や鼻を触ると粘膜から感染するなど

◆必ずしていただきたいこと

○「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。

○こまめな**手洗い** …接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。

○こまめな**換気** …屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。

○共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**

○タオルや歯磨き粉などの共用を避ける

○食べ物や飲み物、食器の共用は避ける



◆していただきたいこと

○適度な湿度(50～60%)を保つ ○可能であれば、食事の時間や場所を分ける

◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

○家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう

○帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど
特に感染予防に留意しましょう

事業者・施設の皆様へ

◆緊急事態宣言が出ている地域においても必要となる活動・勤務については、可能な限りテレワーク(在宅勤務等)、テレビ会議、時差出勤等の活用など、人との接触を低減する取り組みを推進してください。

◆県内でもクラスター事例が頻発しています。改めて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底してください。特に社会福祉施設及び飲食店では業務ガイドラインによる運営を再度徹底してください。

【マスクの着用や換気等について】

- ・十分な換気、席ごとのアクリル板等の効果的な設置、マスク着用、アルコール消毒液の設置等、業種別ガイドラインの確実な実施
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知

【オフィスにおける執務室・共用スペースについて】

- ・他人と共用する物品(テーブル、椅子、ゴミ箱、電話、パソコンなど)や手が頻回に触れる箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど)は、使用前後に消毒(アルコール消毒液又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き)及び手洗い、手指消毒の徹底
- ・トイレは、便器は清拭消毒、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置、蓋がある場合には、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示。通常家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒
- ・勤務中のマスクの着用、1時間に2回以上、窓を開け換気、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置など飛沫感染防止 など

【居場所の切り替わりについて】

仕事で休憩時間で休憩室、喫煙所、更衣室に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。執務室以外でもしっかりと感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・利用人数の制限、換気の徹底、複数の従業員が触れた場所について適宜消毒

「気をつけよう、今コロナがうつりやすくなっている」 ～飲食店経営者の皆さまへ～

飲食店経営者の皆さまへのお願い

○感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください

- ・マスク着用、アルコール消毒液の設置、席ごとのアクリル板等の効果的な設置等
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録

○お客様には感染拡大予防対策のチラシを掲示し、対策への協力を呼びかけてください

- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムや接触確認アプリ(COCOA)を利用

<クラスター発生原因(10/23国分科会資料)>

接待を伴う飲食店 → 店員が有症状のまま勤務を継続、狭い店内や換気の不徹底により、接待時に3密を形成、マスク着用等の感染対策の不徹底

カラオケを伴う飲食店 → 利用者の多くがマスクを着用せず、長時間歌っていた、有症状で店舗を利用していた利用客あり、複数店舗利用者が別の店舗への感染拡大に関与

認証事業所(接待を伴う飲食店)の対策動画

○認証事業所である接待を伴う飲食店の感染拡大予防対策の具体例を示す動画を作成、とりネットに公開しました。

⇒動画、写真等を参考に感染拡大防止策を徹底してください。

事業所等における感染予防対策例 >>>



中国地方知事会メッセージ ～感染拡大を防ぐために～

新型コロナウイルスによる感染が拡大し、1都3県（東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県）では緊急事態宣言が発出される事態となっています。

中国地方においても、県民皆様お一人おひとりの感染拡大防止の行動が今こそ必要です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 県境を越える往来

○緊急事態宣言が発出される1都3県との不要不急の往来は控えましょう。

○緊急事態宣言が発出されていない地域との往来については、行き先の自治体が出しているメッセージなどを確認し、慎重に判断しましょう。

令和3年1月7日



鳥取県



島根県



岡山県



広島県



山口県

人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

総務部の対応

項目	内容
職員の管理に関すること	【職員課】 緊急事態宣言の発令を踏まえ、感染被害防止のため、職員の行動管理について通知

各所属長 様
職 員 各 位

総 務 部 長

緊急事態宣言の発令を踏まえた職員の行動管理について（通知）

この度、政府が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を1都3県に発令したとともに、県内においても新規感染者数が二桁となる日が出るなど、国内・県内ともにこれまでに類のない感染拡大が続いています。

職員におかれては、現在の感染状況がこれまでとは全く違うステージに入っていることを十分認識の上、当面の間、下記のとおり対応を徹底してください。

記

1. 感染被害防止及び安全確保の徹底について

- (1) マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒・換気の励行等の感染予防対策、行動記録票の作成を引き続き徹底してください。
- (2) 発熱等の症状がある場合はかかりつけ医等に速やかに相談してください。
- (3) やむを得ない理由により県外へ行かれた場合等で、その行動記録から感染拡大防止のため特にやむを得ないと認められる場合は、所属内で調整の上、在宅勤務制度の活用も検討してください。
- (4) 県外から講演会の講師等を招くことや、本市事業の関係者との打合せ等については、引き続きオンライン形式での代替を検討いただくとともに、これにより難しい場合でも、緊急性、必要性等を十分精査の上、延期することも選択肢に入れつつ適切に判断してください。

2. 公務出張及び私的旅行について

- (1) 緊急事態宣言の対象地域への公務出張については、旅行行程の一部に当該地域が含まれる場合も含め、原則禁止とします（新型コロナウイルス感染症対策関連業務など、極めて緊急性の高い業務に伴う公務出張は除く）。

(2) 緊急事態宣言の対象地域以外の地域で、鳥取県の基準により「感染流行嚴重警戒地域」(政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安とされているレベル)に指定されている地域への公務出張については、緊急性の高い業務を除き控えてください。

(3) その他の地域については公務の内容、緊急性、必要性等を十分精査の上、公務出張の実施について適切に判断していただくようお願いします。

公務出張の際には、マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒など感染予防に努め、対象地域の流行状況や各自治体が出す情報の確認など、感染防止対策を徹底してください。

(4) 引き続き国外への公務出張は一律禁止します。

(5) 私的旅行についても、やむを得ない場合を除き公務出張と同様とします。

3. 職員に感染または疑いが確認された場合の対応について

「市職員に新型コロナウイルス感染または疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針（令和2年12月14日改定）」に基づき、引き続き適切に対応いただくようお願いします。

(担当) 総務部職員課

人事係 外線 0857-30-8116 内線 7141

＜現在の対応状況等＞

項目	対策内容
鳥取市宿泊キャンペーンの対応	●緊急事態宣言の発令を受けての対応 GoToトラベルの全国一時停止（R2.12.28～R3.1.11）に伴い、利用対象範囲を鳥取県民限定としていたが、キャンペーン終了日（R3.1.31）まで継続する。 ↓ 令和3年1月12日（火）～令和3年1月31日（日） 対象：鳥取県民限定

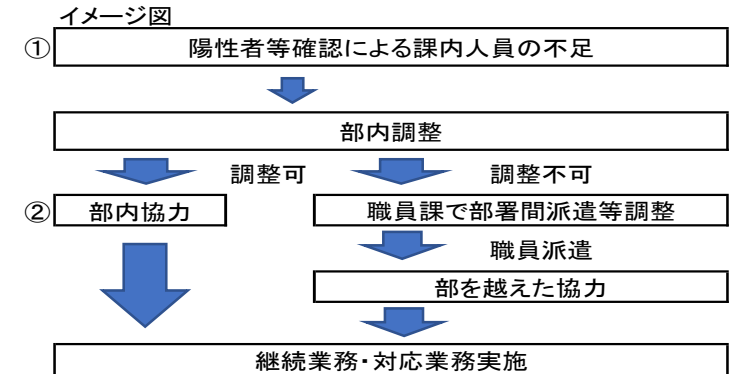
(2) 業務別必要人役調査結果について

鳥取市新型インフルエンザ等業務対応マニュアル 業務継続計画(抜粋)

2. 業務対応の基本的な考え方

地震、風水災害に対しては、業務が遅滞しても被害箇所の早期復旧を図ることが、業務継続方針とされる。しかし、新型インフルエンザ等に対しては、業務を継続することに伴い、職員や市民等が感染する危険性(リスク)と福祉サービス、ライフラインの確保等市民生活を支えるための業務継続の要請を勘案して業務対応のレベルを決めることになる。後日執行可能な業務、事務処理等内部の市役所業務は必要最小限の業務を除き、感染拡大の可能性が無くなるまで、原則的にそれらの業務を一時的に停止する。新型インフルエンザ等感染拡大防止のため保育園、幼稚園、学校等は休業の検討がなされているが、鳥取市が主催するイベント等は中止し、市民へは外出自粛を要請する。

- ① 各部課の従来どおり継続しなければならない事務事業、新型インフルエンザ等対応業務は、各部課内での協力により行う。しかし、各部課の対応業務で職員が不足すると見込まれる場合は、あらかじめ他の部署、関係団体等の支援を願う。
- ② 各部は職員の出勤状況の把握を行い、職員課に報告する。各部での業務対応が困難となった場合、職員課は部署間の対応職員の派遣等調整を行う。
- ③ 各課においては、連絡及び保安要員として職員2名程度で対応する
 - ・各部、各課の継続業務、新型インフルエンザ等対応業務の連絡、調整
 - ・各課の電話相談や問い合わせの対応、関係団体等との連絡
 - ・課内の緊急を要する事務事業
 - ・その他
- ④ 窓口業務の証明事務、認定事務、給付事務等福祉サービスを継続する業務においても、感染予防対策を講じて、必要最小限の職員で対応する。税の賦課等処理期限が決められている法定事務については、業務の継続が必要となるもの、国、県の指導があれば後日の業務とする。



雪に係る 雪害警戒庁内連絡会議

日時：令和3年1月8日（金）

第59回新型コロナウイルス感染症対策本部会議終了後

場所：本庁舎3階災害対策本部室ほか各庁舎（テレビ会議）

雪害警戒庁内連絡会議次第

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 気象見込について
4. 1月7日～ 本市の体制について
5. 1月7日～ 対応状況について
6. その他
7. 閉 会

3. 気象見込について

【実況など】

○現在、山陰沿岸に雪雲が停滞していますが、今夜気圧の谷が通過する影響で、今日（8日）午後から明日（9日）午前中にかけて山陰沿岸の雪雲が南下してくる可能性がある。

【留意事項】

○西廻りで雪雲が流れ込むため日野地区と南部町、東部の平地を中心に降雪量が増える見込み。
○強い寒気の影響により9日にかけて水道管の凍結など低温による被害に留意が必要。

《1/8日》

- ・強い冬型の気圧配置は継続する。
- ・大雪、着雪、風雪、波浪、低温注意報は継続。
- ・強い寒気（大気の低い層では平年より10度程度低い）が流入し続けるため低温注意報を継続。

《1/9日》

- ・強い冬型の気圧配置は継続する。
- ・大雪、着雪、風雪、波浪、低温注意報は継続。
- ・強い寒気（大気の低い層では平年より10度程度低い）が流入し続けるため低温注意報を継続。

1月8日～9日頃にかけての気象状況について

鳥取地方気象台

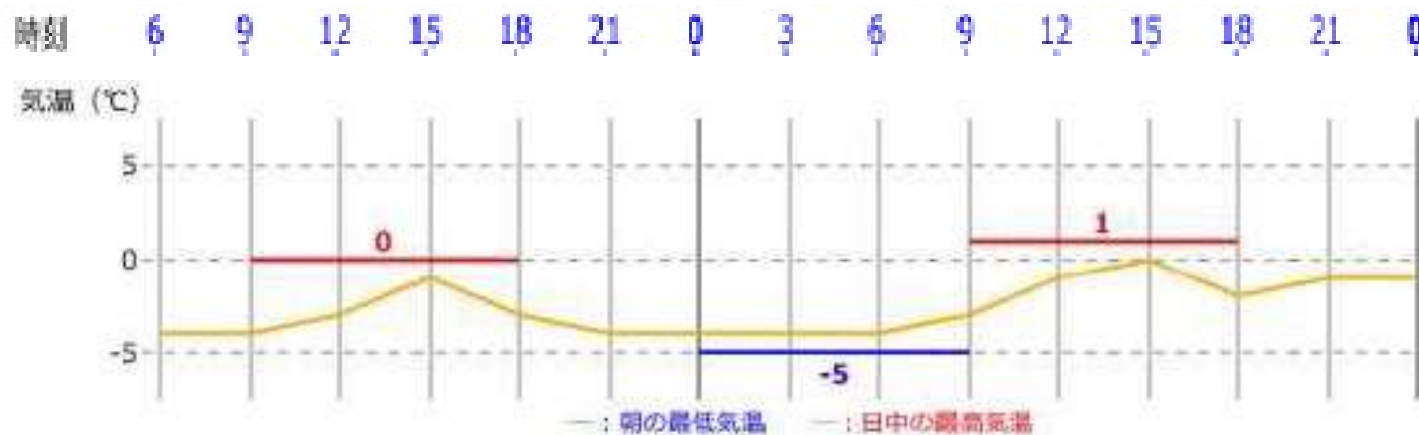
この資料は、1月8日9時時点の予想に基づいて作成したものですので、最新の気象情報は、気象台ホームページから確認ください。

<https://www.data.jma.go.jp/tottori/>

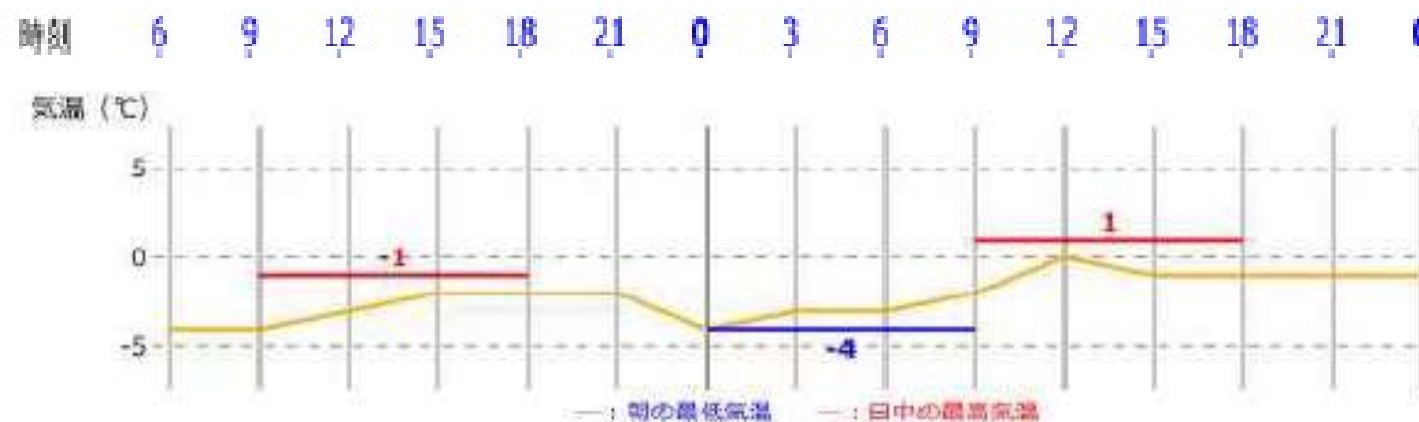
鳥取

8日

9日



米子



- ・明日（9日）朝の最低気温はマイナス4～5度を予想。
- ・明日（9日）の日中も平年よりかなり低い気温が続く見込み。

今後の気象状況



鳥取地方気象台

Tottori Local Meteorological Office.

8日8時現在

【鳥取県への影響】

			8日								9日								10日			
			3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12-18時	18-24時	
			明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く					
大雪 (センチ)	平地	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5						
	山地	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9						
暴風 (メートル)	東部	陸上	13→❄	13→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄						
		海上	17→❄	17→❄	17→❄	17→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄					
	中・西部	陸上	13→❄	13→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄	12→❄					
		海上	17→❄	17→❄	17→❄	17→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄	15→❄					
波浪 (メートル)	東部	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
	中・西部	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
雷	鳥取県	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
なだれ																						
低温																						
着雪																						

警報級

注意報級

❄

雪を伴う

警報級 注意報級 雪を伴う

注意報や警報はここで示した時間帯より早めに発表します。

鳥取県		01/08/05:00発表					01/07/17:00発表		
種別		08日		08日		08日	10日	11日	12日
		夕方まで		夜～明け方		朝～夜遅く			
		6-12	12-18	18-24	0-6	6-24			
大雪	等積融の可能性	[中]		[中]		[中]			
	04時間最大降雪量 (センチ)	15	15	15	15	15	-	-	-
	14時間最大降雪量 (センチ)				70センチ				

・12時間降雪量（8日06時～8日18時）
東部(平地)：20センチ、(山地)：35センチ
中・西部(平地)：20センチ、(山地)：35センチ

・24時間降雪量（8日06時～9日06時）
東部(平地)：40センチ、(山地)：70センチ
中・西部(平地)：40センチ、(山地)：70センチ

・24時間降雪量（9日06時～10日06時）
東部(平地)：30～50センチ、(山地)：50～70センチ
中・西部(平地)：20～40センチ、(山地)：40～60センチ

・24時間降雪量（10日06時～11日06時）
東部(平地)：5～10センチ、(山地)：10～20センチ
中・西部(平地)：5～10センチ、(山地)：10～20センチ

4. 1月7日～ 本市の体制について

1月7日	4 : 3 3	鳥取市北部: 暴風雪警報 、大雪注意報、低温注意報、着雪注意報 鳥取市南部: 大雪注意報 、風雪注意報、低温注意報、着雪注意報 雪害警戒配備体制「 警戒配備 」発令 河原・用瀬・佐治・鳥取南地域工事事務所「 注意配備 」発令	発表
	1 4 : 3 3	鳥取市北部: 大雪警報	発表
	2 2 : 0 8	鳥取市南部: 大雪警報	発表
		河原・用瀬・佐治・鳥取南地域工事事務所「 警戒配備 」発令	
1月8日	3 : 3 3	鳥取市北部・南部: 大雪注意報	発表 (警報→注意報)
		雪害警戒配備体制「 注意配備 」発令	
	1 2 : 5 7	鳥取市南部: 大雪注意報、着雪注意報	解除
		河原・用瀬・佐治・鳥取南地域工事事務所「 注意配備 」	解除

《雪害警戒関係課》

危機管理課、秘書課広報室、地域振興課、協働推進課、農政企画課、林務水産課、
農村整備課、交通政策課、都市環境課、道路課(※10)、鳥取南地域工事事務所、鳥取西地域工事事務所、
廃棄物対策課、総合支所地域振興課及び産業建設課、学校教育課(※11)

※10) 道路課については、除雪体制基準を優先とする。

※11) 上記に掲げる課・室・所以外でも、所管する事務事業等において雪害警戒等にあたる必要があると判断した場合は、所属長の指示により初動態勢をとる。

5. 1月7日～ 対応状況について（1/8 8:00時点）

（1）秘書課広報室

○公式ホームページ

公式ホームページの『大切なお知らせ』に、冬季は「雪に関する注意情報はこちら」を配置し情報を集約。各担当課で所管する雪害等に関する最新情報を掲載。

○ぴよんぴよん 1/7 17:30～21:00までL字放送で発信

内容は大雪警報と、見通しの悪化、積雪や路面凍結、水道管凍結の注意

○FM鳥取

1/6 18時半から随時放送

内容は今回の気象に関する注意喚起全般

（2）交通政策課

- ・乗合タクシー 全線 通常運行
- ・路線バス 路線バス（東部地区）全線 通常運行
100円循環バスくる梨 通常運行
- ・高速バス 一部運休
- ・鉄道 JR山陰本線一部遅延、運休。若桜鉄道、智頭急行 通常運行。
- ・飛行機 ANA鳥取羽田便 全便欠航

（3）道路課

- ・除雪状況 「令和2年度積雪・除雪作業状況報告書」のとおり

令和2年度積雪・除雪作業状況報告書

令和3年 1月 8 日(79)報告

期 日	令和3年 1月 8 日(金)	担当課	道路課
積雪状況(主な観測地点)			
地域名	観測所名(積雪量cm/観測時間)		
鳥取	上野(15cm/20:00) 百谷(15cm/22:00) 洞谷(cm/ :) 岩坪(cm/ :)		
	松上(cm/ :) 美萩野(cm/ :) 若葉台(cm/ :)		
国府	支所(cm/ :) 雨滝(cm/ :) 上地(cm/ :) 中河原(cm/ :)		
福部	支所(cm/ :)		
河原	支所(cm/ :) 北村(cm/ :) 神馬(cm/ :) 小倉(cm/ :)		
用瀬	支所(cm/ :) 岡(cm/ :) 江波(cm/ :) 赤波(cm/ :)		
佐治	支所(cm/ :) 栃原(cm/ :) 津野(cm/ :)		
気高	支所(cm/ :)		
鹿野	支所(cm/ :) 河内(cm/ :)		
青谷	支所(cm/ :) 八葉寺(cm/ :) 澄水(cm/ :) 小畑(cm/ :)		
除雪作業状況			
地域名	除雪の有無	除雪作業時間	除雪区域
鳥取	(有)・無	20 時 00 分 ~ 時 分	全域
国府	(有)・無	4 時 00 分 ~ 時 分	全域
福部	(有)・無	0 時 40 分 ~ 時 分	全域
河原	有・(無)	時 分 ~ 時 分	
用瀬	有・(無)	時 分 ~ 時 分	
佐治	有・(無)	時 分 ~ 時 分	
気高	(有)・無	0 時 30 分 ~ 時 分	全域
鹿野	(有)・無	11 時 00 分 ~ 13 時 30 分	佐谷峠 全域
青谷	(有)・無	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	膳部(7月) 全域
その他報告事項(今後の対応予定など)			

5. 1月7日～ 対応状況について (1/8 8:00時点)

(4) 地域振興課・総合支所・南工事事務所・西工事事務所

各総合支所等の積雪対応状況 【注意!!】重要案件等は、本課又は市民生活部地域振興課まで一報を入れること。

注意報・警報	【鳥取市北部】	1/7(木)4:33/暴風雪・波浪警報、大雪注意報 → 14:43/大雪・波浪警報 → 1/8(金)3:33/大雪注意報(警報解除)									
	【鳥取市南部】	1/7(木)4:33/大雪注意報 → 22:08/大雪警報 → 1/8(金)3:33/大雪注意報(警報解除)									
入力時 留意事項	※1) 被害状況 … 県・市本課と情報共有を図っている事項があればもれなく入力してください。(例)ビニールハウスの倒壊、倒木による通行止め(市道●●線)、□□地区停電(△△世帯)…etc										
	※2) 除雪状況 … 除雪が完了している場合は「除雪完了(◆◆時◆◆分)」、除雪中の場合は「除雪中(完了見込◆◆時◆◆分)」、除雪開始前の場合は「◆◆時◆◆分/除雪開始予定」、待機中の場合は「待機」、などと入力してください。										
	※3) 町内積雪状況 … ≪入力例≫ 山間部(■■集落)の多いところで40cmの積雪…etc										
	※4) 報告者 … 「地域振興課【地振】、市民福祉課【市福】、産業建設課【産建】」+「報告者氏名」を入力してください。										
時点報告	市民生活部 地域振興課	国府町	福部町	河原町	用瀬町	佐治町	気高町	鹿野町	青谷町	南工事事務所	西工事事務所
1/8(金) 7:00 現在	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者	●報告者
	地振／石原	地振／中山	地振／大島	地振／森田	地振／安田	地振／倉持	地振／細田	地振／小林補佐	地振／大田	山根	牧野
	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況	●被害状況
		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況	●除雪状況
		除雪完了	前線除雪中	西郷地区山間部除雪完了 (7日20時現在)	除雪なし	全線除雪済	全線除雪中	全対象路線除雪完了	全線除雪済		
	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深	●支所周り積雪深
		5cm	15cm	1～2cm	10cm(降雪0cm)	1cm	18cm	10cm	20cm		
	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況	●その他町内積雪状況
		雨滝12cm、大石11cm、上地9cm	左近15cm	落河内 10cm	江波 40cm(降雪5cm)		多いところで20cm(沿岸部)	山間部(河内集落)10cm 北部(道の駅気楽里)13cm	山間部15cm		
	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等	●報告・連絡事項等
		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし

5. 1月7日～ 対応状況について（1/8 8:00時点）

（5）協働推進課

- ・ 公民館からの被害状況の報告→なし
- ・ 町内会からの相談・問い合わせ→なし

（6）農林水産部

- ・ 被害報告なし

（7）廃棄物対策課

- ・ 家庭ごみ収集について →通常どおり実施予定。
- ・ 廃棄物処理施設について →異常等、運転継続に支障をきたすような報告なし。

（8）教育委員会

- ・ 小・中・義務教育学校 通常登校

（9）水道局

- ・ 水道施設には現時点で被害なし。

6. その他

◎災害情報共有システムへの被害情報等の入力について

全庁で情報共有を目的に導入したシステムです。

対応の遅れや被害の拡大につながるため、必ず事案の入力をお願いします。

対応を指示された部局は「完了(対応済)」まで管理をお願いします。

鳥取市災害情報共有システム Ver 5.1

03 気象庁発表 鳥取県気象警報・注意報 鳥取市北部 [注意報] 強風、波浪、鳥取市南部 [解除] 鳥取県では、25日明け方から2

管理 掲示板

★1.ダッシュボード

2.本部設置

3.通報受付

4.事案対応

5.避難所開設と運営

6.避難勧告等の発令

7.ライフライン・道路

8.各種集計

9.その他

体制 体制なし 参集 45人 参集状況確認

避難所 開設 0/188 避難者 0 開設状況確認

避難情報 準備(0) 勧告(0) 指示(0) 0世帯 0人 完全状況確認

被災状況 人的(0) 道路(1) 建物(1) 被災状況確認

対応状況 未対応(0) 対応中(8) 対応済(15) 対応状況確認

災害確認表 地図

絞り込み: 全て 災害: 令和2年度災害対応 (2020.12.11~) 地区: 全域

時刻	内容	広報	対応状況	種別	地区	備考
12/13 03:10	鳥取市北部 [注意報] 波浪			気象情報		
12/13 14:41	鳥取市北部 [注意報] 雷, 強風, 波浪, 鳥取市南部 [注意報] 雷			気象情報		
12/14 04:23	鳥取市北部 [注意報] 雷, 強風, 波浪, 鳥取市南部 [注意報] 雷			気象情報		
12/14	鳥取市北部 [注意報] 風雪, 雷, 波浪,			気象情報		

種別: ●未確定 ●広報 ●気象情報 地区: 全域 保存

時刻: 内容: 広報: 対応状況: 備考:

様式出力 印刷 CSV出力

6. その他

◎今後の配備体制について

本日(1月8日)17:15「注意配備」 **職場待機→自宅待機**

・道路課 除雪体制基準を優先

・危機管理部 職場待機継続

警報発令時「警戒配備」に切り替え **職場待機**

◎配備解除後

○担当部局長、支所長がチャットワークにより一報を掲載。

○災害情報共有システムに入力

入力後、危機管理課公用携帯 課長補佐 090-8992-5818

課長 090-8992-5774

へ連絡してください。